

☆交通指導員活動状況☆

～10月2日交通指導員研修会を開催しました。～

10月2日、広島県庁講堂で「交通指導員研修会」を開催しました。当日は、市町・交通安全協会の交通指導員さんなど、約百名の参加をいただきました。

本研修会では、県警本部交通安全企画課による「交通事故発生状況及び最近の交通情勢について」講演があり、また、広島県断酒会会長中田氏による「飲酒運転の根絶を目指した断酒会の活動紹介」を講演いただきました。また、三原市、安佐北交通安全協会、福山市の各指導員さんによる「活動事例発表」をいただきました。午後からは、ホンダ技研工業(株)安全運転普及本部による「高齢者の交通安全について」の講義がありました。

参加者の皆さんからは、「体験を通し飲酒運転根絶について切実に訴えられ、分かり易く話されたことに感動した。また、活動に敬意を表する。」「(断酒会講演)、「どの団体も工夫してやっていて参考になった。指導の対象者によって何が必要なのか、良く考えておられると思った。」「(活動事例発表)、「道路交通法からのアプローチではないところが良かった。地元アレンジした味付けで大変参考になった。自分が高齢者であることが自覚できた。」「(ホンダ技研「高齢者の交通安全」)などの御感想をいただきました。



また、研修会に対する意見感想では、「眠気との戦いになるかと思いきや、どのお話も大変興味深く楽しく聞くことができた。」「指導員になって日が浅いが、本日の研修を参考に伝える力を磨いて行きたいと思う。」「私たちの指導は間違っていないか」と再確認できました。これからも自信を持って指導に当たります。」「など、貴重な御意見・御感想をいただきました。長時間にわたりお付き合いくださり、ありがとうございました。

←活動事例発表の様子

↓交通安全教室

「高齢者の交通安全」の様子



平成27年広島県交通安全年間スローガン
「思いやり
ゆとりは無事故へ
つづく道」

広島県道路交通法施行細則 が一部改正されます

車両運転中大音量でのイヤホン・ヘッドホン等の使用禁止!

平成27年12月1日施行

イヤホン等を使用して音楽を聞くなど、安全運転に必要な音や声が聞こえない状態で運転は違反となります。

★広島県道路交通法施行細則(以下県施行規則)に追加される事項

「大音量でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽を聞くなど警告器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示その他の安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような状態で車両を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン、ヘッドホン等を使用するときは、この限りでない。」

※罰則：五万円以下の罰金

県施行規則で定めるその他の主な運転者の遵守事項

- 警告器を備えない自転車を運転しないこと。
- 交通の頻繁な道路において、傘を差す、物を持つなど安定を失うおそれのある方法で自転車を運転しないこと。 他・・・

他県では、今年6月、イヤホンで音楽を聞きながら自転車運転中に横断歩行者と衝突し、歩行者が亡くなる事故が発生。県警調査では、自転車運転中のイヤホン使用率が1割を超え、また、過去にイヤホンを使用中の者との衝突や危険な経験をした者が2割を超えているというアンケート結果もあります。



県施行規則の改正を機に、自転車運転者を含めた全ドライバーのみなさんの交通安全意識の高揚と、交通ルールとマナーの実践を図っていきましょう。

年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

☆実施期間

十二月十一日（金）～二十日（日）

☆運動の重点

○高齢者の交通事故防止

- ・ 夕暮れ時や夜間に出かける時には、反射材用品を着用しましょう。
- ・ 夕暮れ時には早めのライトの点灯と原則、上向き点灯をしましょう。

○飲酒運転の根絶

- ・ 酒を飲んだら絶対車を運転しない。
- ・ 車を運転する人にはお酒を勧めない。

○自転車の安全利用の推進

- ・ 「自転車安全利用5則」を守りましょう。
- ・ 自転車の交通ルールと交通マナーを守りましょう。



平成27年 平成27年12月11日(金)～12月20日(日)

年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動

平成27年広島県交通安全年頭スローガン
「思いやり ゆとりは無事故へ つづく道」

広島県交通安全キャラクター「キラリマン」

「なくそう交通死亡事故・アンダー90!」
年間の交通事故死者数90人以下(うち高齢者40人以下)に!

年末交通事故防止県民総ぐるみ運動開始式等を実施します

行事名	日時・場所	内容
開始式	12月11日(金) 午後4時～ 県庁正面駐車場	・県交通対策協議会代表による交通安全宣言 ・交通安全自動車パレード 出発式
街頭キャンペーン	12月11日(金) 午後4時30分～ 県庁西側, そごう 広島店前, 本通り 西側入口の3か所	交通安全の啓発品(チラシ, カープロゴ入り反射材等)の 配布

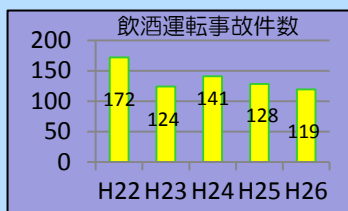
飲酒運転を絶対「いなか、わかたな」

平成19年の飲酒運転厳罰化、平成21年の行政処分強化、自動車運転死傷処罰法の施行などにより、年々飲酒事故件数は減少しているものの、飲酒運転による悲惨な事故は後を絶ちません。

飲酒運転は車を凶器に変える行為です!

特に12月は忘年会等で、飲酒の機会が増えます。

ハンドルキーパー(自動車で飲食店等に行く場合にお酒を飲まずに車を運転する人)を決めたり、運転代行等を利用するなど、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という意識を持って、飲酒運転を根絶しましょう!



「飲酒運転根絶宣言店」を募集しています!

酒類を提供される飲食店を対象に、ドライバーに酒類を提供しないことを宣言(登録)していただき、飲酒運転の根絶を目指すものです。

県では、飲酒運転の根絶に向けたこの取組の趣旨に賛同いただける飲食店を募集しています。



詳しくは、県HP(交通安全お助けサイト)或いは県庁県民活動課(交通安全対策室)までお問合せください。(Tel 082-513-2723)

※ 行きつけの飲食店への働きかけについても、御協力ください。